

木更津市  
民生委員協力員制度の手引き



令和5年度  
木更津市 福祉部 福祉相談課

## ○民生委員協力員とは・・・

民生委員・児童委員（以下「民生委員」といいます。）は、住民の立場にたつて相談に応じる地域のつなぎ役としてそれぞれ担当する区域で地域福祉の担い手として活動を行っています。

また、高齢化の急速な進展や雇用状況の変化、家族のありかたの変化などにより生活に生じる課題や悩みは多様なものとなっており、そのなかで民生委員に期待される役割、その重要性は高まっております。

しかしその一方で、民生委員にかかる負担の増加や民生委員のなり手不足やそれに伴う欠員区の発生といった課題も生じております。

そこで、木更津市では民生委員や地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」といいます。）にかかる負担軽減および活動の更なる充実を図るため、民生委員や地区民児協の補佐・協力を行う「民生委員協力員」制度を導入しています。

### 1 制度の概要

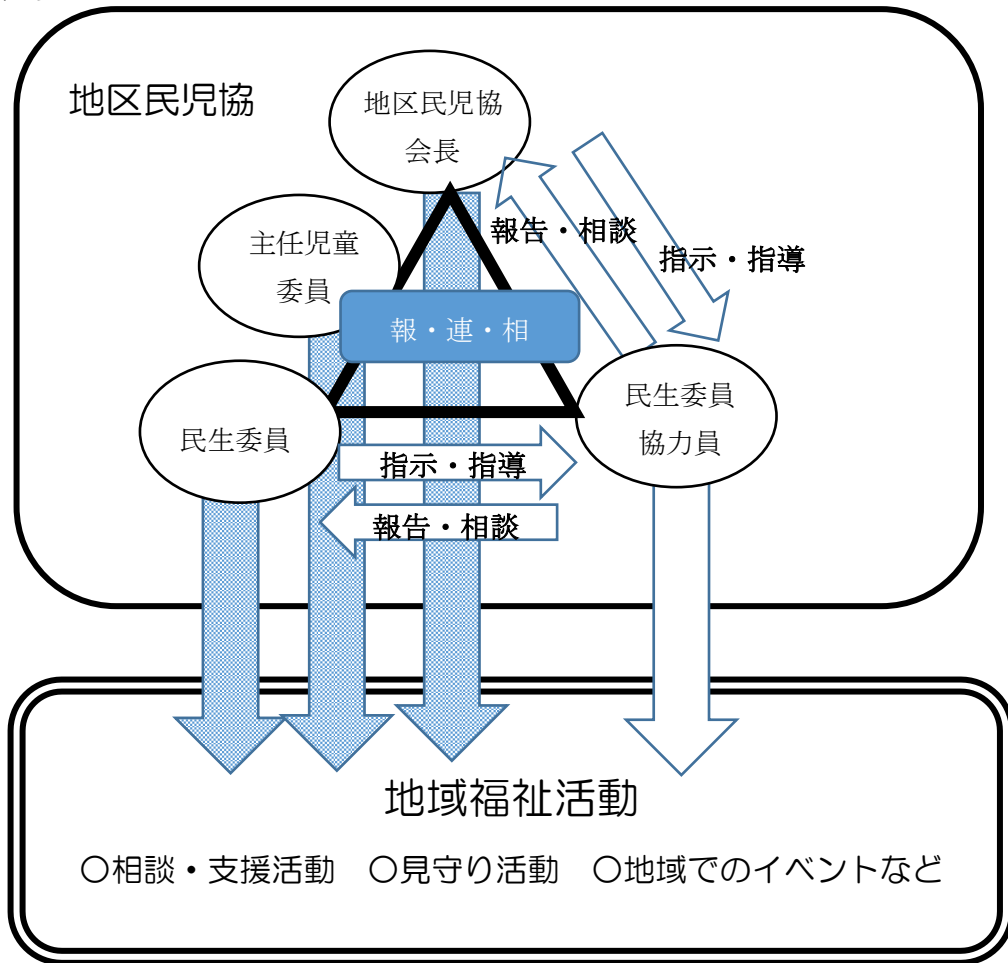
- 民生委員協力員は、地区民児協に所属します。
- 地区民児協の会長は、地区民児協が必要とする場合、協力員の候補者を市へ推薦を行うことができます。
- 民生委員協力員は、市長より委嘱されます。
- 民生委員協力員は、地区民児協会長の指示・指導のもと活動を行います。
- 民生委員協力員の任期は、1年間（更新可能）です。
- 民生委員協力員は、民生委員と同様の守秘義務が課せられます。

#### 民生委員協力員制度の活用にあたって・・・

○活動の中心となるのは、民生委員です。

○民生委員協力員が活動するにあたり、地区民児協や民生委員らとの相互の協力が欠かせません。活動のパートナーとして報告・連絡・相談ができるよう心がけてください。

## 2 制度のイメージ



### ○補足○

地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）とは・・・

- ・ 民生委員法第20条により組織することが定められている組織
- 木更津市内では15の地区民児協が組織されており、民生委員間での情報共有や相談の場として機能しています。

地区民生委員児童委員協議会会長とは・・・

- ・ 地区民児協の代表者。地区民児協に所属する民生委員らの間で決められます。

主任児童委員とは・・・

- ・ 民生委員のうち、厚生労働大臣の指名を受け、地区全体の児童福祉に関する事項を専門に担当する委員です。

## ○民生委員協力員の活動について・・・

民生委員協力員は、所属する地区民児協の課題や取り組みなどに応じてその活動内容を調整します。

どの活動についても、地区民児協会長の指示、指導のもと行ってください。

### 【具体的な活動の例】

- 地域住民（欠員区含む）の見守り活動や相談支援
- 敬老会などの地域でのイベントへの参加
- 地区民児協の会議への出席

### 【取り扱えない活動の例】

- 児童扶養手当の証明発行や生活福祉資金貸し付け事務など民生委員固有の事務
- 市などから委嘱を受けて出席する会議などで、民生委員が構成員となっている会議
- 金銭を取り扱う事務

民生委員協力員は月ごとに活動報告を作成し、地区民児協会長へ提出してください。

地区民児協会長は、その活動報告を木更津市へ提出します。

## ○個人情報の保護について・・・

活動を行う中で、様々な方の個人情報を扱うことが多くあります。個人情報保護法や木更津市個人情報保護条例の施行や個人情報を悪用した事件の発生などから、個人のプライバシー意識は高くなっております。

万が一漏洩した場合、民生委員や民生委員協力員の信用を著しく損なうこととなります。

民生委員協力員は民生委員と同様、守秘義務がありますので以下の点にご注意ください。

### 1 本人から同意を得る。

個人情報保護法は、自分の知らないところで自分の情報が流通することを防ぐためにあります。相談の中で得た情報を行政や民生委員以外の他機関等へ情報提供を行う場合は、必ず事前に本人へ同意をとるようにしてください。

### 2 うっかり情報漏えいに注意

井戸端会議や喫茶店などで、支援者の実名を出しながら民生委員と打合せをする、などは絶対避けなければいけません。打合せをする場所に依じて、個人情報を意識する必要があります。

家族に対しても、活動で知りえた個人情報について話してはいけません。

### 3 必要のない情報は持ち出さない

訪問記録を控えたメモなど、個人情報が記載されている書類を必要以上に持ち出すと、紛失の恐れがあります。実際に他市では、民生委員が名簿を紛失した事例があります。

### 4 不要になった情報は速やかに破棄する

不要になった訪問記録などの個人情報は、個人情報がわからないように処置（裁断など）のうえ、確実に破棄してください。

## ○民生委員協力員 委嘱までの流れ・・・

### 1 地区民児協会長からの協力員候補者の推薦

地区民児協の民生委員らのなかで、その地区民児協に民生委員協力員の配置が必要か、また民生委員協力員の候補者などについて協議を行います。協議の結果必要性などがあるときは、地区民児協会長は木更津市福祉相談課へ推薦書などの書類一式を提出します。

### 2 市福祉相談課への書類提出及び市長からの委嘱について

地区民児協会長より書類の提出を受けた市福祉相談課は、書類の内容確認等を行います。

委嘱決定後は、市から民生委員協力員へ委嘱状の交付を行います。またあわせて委嘱される旨を地区民児協会長へお知らせします。

## ○その他・・・

### 1 活動費の支給について

民生委員協力員は、民生委員と同様に無報酬ですが、実費弁償相当額として、月額2,500円の活動費が支給されます。なお、支払いは年2回、口座振替(送金)申請書に記載された口座にお振込みします。

年度途中で辞任された場合も、在職した月数に2,500円を乗じた金が支給されます。その場合も、支払いは年2回で、指定された口座にお振込みします。

### 2 活動にあたっての留意事項について

活動中のケガ、交通事故、熱中症などには十分注意してください。活動中に事故等が発生した場合は速やかに木更津市役所福祉部福祉相談課までご連絡ください。

民生委員協力員としての活動中は、「木更津市民生委員協力員証」を常に携帯し、提示を求められた場合は速やかに提示してください。

活動上で判断に迷う場合は、その場で対処せずに、必ず地区民児協会長や民生委員などに相談をして行ってください。

### 3 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症につき、感染症に「うつらない」・感染症を「うつさない」ために、自身と家族の健康と暮らしを最優先に考えて、また住民の意向を尊重したうえで、活動はできる範囲で行い、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い等、日頃の感染予防の徹底をお願いします。

### 4 辞任する場合

何らかの事情により、任期の途中で民生委員協力員を辞任したい場合は、「木更津市民生委員協力員辞任届」を、木更津市役所福祉部福祉相談課に提出してください。

なお、辞任届を提出する前に、必ず地区民児協会長へその旨を申し出てください。

辞任届を提出する際には、木更津市民生委員協力員証は返却してください。

### 4 連絡先

木更津市役所 福祉部 福祉相談課  
住 所：木更津市朝日3-10-19  
TEL：0438-23-6717  
FAX：0438-25-1213  
Mail：jiritu@city.kisarazu.lg.jp